

生活福祉資金（緊急小口資金）特例貸付の借入申込みにあたって

- 1 この資金は、新型コロナウイルス感染症を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯等に対し、当座の生活を一時的に維持していくための費用を貸し付けるものです。ただし、一世帯一回の申し込みです（一世帯複数回の申し込みが確認された場合、いずれの貸付も行わない、もしくは既に送金された金額を即座に返金していただきます）。
- 2 今回の新型コロナウイルス感染症に起因しない理由による借入はできません。
- 3 申し込みにあたっては、必要書類として住民票謄本（本籍地記載あり）と収入が減少したことが証明できる書類を提出していただきます。なお、この必要書類は後日提出を約する誓約書の提出に代えることができます（資金交付を受けた後1週間以内に提出）。
- 4 申し込みは借り入れを希望する本人のみ行うことができます。
- 5 虚偽などの不正が認められた場合は、貸付できません。
- 6 申し込みにあたっては、運転免許証や健康保険証などの本人確認書類及び当該地域に居住していることを確認する住所確認書類の提出が必要です。さらに、本人の印鑑、振込先口座確認のため通帳等が必要です。
- 7 上記証明書類等を持参していない方、あるいは身分証明書等と申込書に記載の氏名・生年月日・住所等が一致していない方は申し込みできません。
- 8 借入金は所定の口座へ振り込みとなります。振り込みは、申込日から1週間程度かかりますので御了承ください。なお、申込書に記載した内容の確認が必要な場合や口座情報等に誤りがある場合は、さらに時間を要することがあります。
- 9 借入金は1年以内の据え置き後、2年以内に返済していただきます。貸し付けは無利子ですが、返済期間が経過した後は残っている元金に対して年5.0%の延滞利子（借用書締結が令和2年4月1日以降の場合は年3.0%となる）が日々加算されます。
- 10 生活福祉資金を滞納している世帯については、原則として貸付できません。
- 11 生活保護受給者は、福祉事務所の担当ケースワーカーにご相談ください。
- 12 借入申込者及び借入申込者の世帯に属するものが暴力団員である場合には貸付を行うことができません。また、本会が必要に応じ、官公署から暴力団員該当性情報の提供を求めることに同意いただけない方にも貸付はできません。

以上の事項をすべて了承した方のみが借り入れの申し込みを行えます。